



協発第 150601-02 号
平成 27 年 6 月 1 日

厚生労働省

医 政 局 長 二川 一男 殿
医薬食品局長 神田 裕二 殿
保 険 局 長 唐澤 剛 殿

全国健康保険協会
理事長 小林 剛

ジェネリック医薬品のさらなる使用促進に関する要請書

日頃より当協会の運営に当たり、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当協会では、ジェネリック医薬品のさらなる使用促進を図るため、「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）において定められた保険者が果たすべき役割、具体的には、ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスの実施及びジェネリック医薬品希望シール等の配付について積極的な取組みを進めたほか、当協会の都道府県支部においては、ジェネリック医薬品に対する理解を深めていただくため、医療関係者等を対象としたセミナーの開催や、都道府県が設置する後発医薬品安心使用促進協議会（以下「協議会」という。）を通じた普及活動等に積極的に取り組んでまいりました。

この結果、当協会における平成 27 年 1 月分のジェネリック医薬品使用割合（数量ベース・新指標）は 61.3%と、ロードマップにおいて定められた目標を前倒しで達成しております。

平成 27 年度における当協会のジェネリック医薬品使用割合の数値目標については、日本全体のジェネリック医薬品使用割合を牽引するという、国からの強い期待が示されたことから、当協会の事業計画において、国の目標を大きく超える 65.1%（数量ベース・新指標・年度平均）以上としました。

しかし、医療関係者からジェネリック医薬品の安定供給に関する不安の声が多く上がっていることや、先発医薬品との同等性を否定するかなのような報道がなされる等、ジェネリック医薬品に対する不安や誤解がかなり存在するのも事実であり、さらなる使用促進のためには、こうした不安や誤解を払拭する等、国においても解決すべき課題が多く存在すると考えられます。

当協会においても、高い数値目標を達成するため、ロードマップにおいて定められた保険者の役割をはじめとした使用促進の取組みについて、これまで以上に積極的に果たしていく所存ですが、ジェネリック医薬品のさらなる使用促進を図るため、また、国の目標を大きく超える 65.1%以上の使用割合を達成するためには、今まで以上に国の積極的な関与、後押しが必要と考えております。

つきましては、下記の事項を要請しますので、特段のご配慮をお願いいたします。

記

1. ロードマップに定められた「天災等後発医薬品メーカーに責任のない場合を除き、品切れ品目をゼロにする」の目標について、平成 27 年度中に達成すること。そのため、後発医薬品メーカーにおける進捗状況のモニタリングと安定供給に向けた指導、問題事例発生時の迅速な監査、突然の生産中止の防止等の徹底を図ること。
2. 大阪府及び沖縄県については、協議会が未設置であることから、地域性に即したジェネリック医薬品の使用促進を図るためにも、速やかに協議会を設置するよう、働きかけを強めること。また、協議会が設置されている都道府県のうち、10 の都道府県においては、平成 25 年度中に協議会が開催されていないことから、定期的を開催するよう、都道府県に対する働きかけを強めること。さらに、協議会活動の強化を図るため、全ての都道府県において医療保険者の委員を複数名置き、かつ、被用者保険の代表を参画させることについて、都道府県に対する働きかけを強めること。
3. ジェネリック医薬品の使用推進の意義及び先発医薬品との同等性について、医療関係者のさらなる理解が得られるよう、関係団体に対して丁寧な説明を行い、働きかけを強めること。また、文部科学省との連携の下、大学医学部、大学薬学部及び大学附属病院に対する働きかけを強めること。さらに、既存のセミナーの開催やリーフレットの配付等に加えて、テレビコマーシャル等のより医療関係者及び国民に情報が広く行き渡るような広報手段を検討し、実施すること。
4. 日本のジェネリック医薬品の使用割合は着実に伸びてはいるものの、ジェネリック医薬品の先進諸国の使用割合は既に 80%を超えている。これ以上他の諸国に遅れることのないよう、ドイツやフランスで行われている薬価の決定方式等の先進諸国の制度も参考にしながら制度的な対応を検討すること。